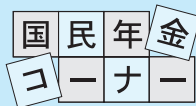


国民年金は20歳から加入し、60歳になるまでの40年間保険料を納めなければなりません。しかし、40年間の長い間には、所得の減少や失業などで経済的に保険料を納めることが困難なこともあります。そのため、申請して承認されれば、保険料を納めることを免除される制度が設けられています。詳しくは保険年金課年金係または社会保険事務所へお尋ねください。



国民年金保険料免除制度をご存じですか

★免除承認期間は・・・

7月（または申請月の前月）から翌年の6月までです。7月分からの免除を希望される方は、8月末日までに申請してください。

なお、前年の所得を確認する必要があります。そのため、毎年申請が必要です。



★追納のおすすめ

免除を受けた期間は年金額が3分の1になります。免除を受けてから10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。

満額の年金額に近づけるためにも追納をおすすめします。追納の申込みは社会保険事務所まで

- 問い合わせ先 ▷保険年金課 (☎ 20-3205)
- ▷社会保険事務所 (☎ 27-8311)

行政サービスセンターの閉所

行政サービスセンター（JR鳥取駅構内）は、合併にともなうコンピューター作業のため、7月31日（土）、8月1日（日）を閉所します。



- 問い合わせ先 市民課 (☎ 20-3207)

男女共同参画実践企業紹介

やまこう建設株式会社

その2

今回、「鳥取県男女共同参画企業」に認定していただくことができたのは、平成12年からの取り組みの評価と、今後より一層積極的に取り組むことを期待されたものだと思います。



女性社員の能力発揮と女性管理職の登用の促進を目標にし、「教育体系の整備」また、常に社内諸制度を見直ししながらの「職場環境・職場風土の改善」に努めて参りました。

建設業という特異的な産業の中でなかなか難しい面もたくさんありますが、今回の認定を機に、職場環境を点検するチャンスと捉え、労使が協力して取り組んでいきたいと思っております。厳しい状況にある建設業ですが、社員が仕事をする喜びを味わい、そしてお客さまに感動を与える仕事ができるよう努力していくためにも、男女ともに能力を充分発揮できる環境整備に引き続き取り組み、働きやすい職場づくりを積極的に進めてまいります。

歩いっしょ会8月例会



とき 8月1日（日）午前8時～午後12時50分
 コース 鳥取駅（集合）～汽車～湖山駅～青島～湖山公園～大学前～汽車～鳥取駅（解散）（歩行距離・約9キロ）
 費用 360円（交通費）
 ※弁当や水筒、雨具は各自で
 ご用意ください。
 問い合わせ先 体育課 (☎ 20-33371)

とっとり就職フェア

とき 8月2日（月）午後1時～4時
 ところ ホテルニューオータニ鳥取（今町二丁目）
 対象者 ▽一般の求職者 ▽来春大学などの卒業予定者
 内容 企業概要、従事業務、求人内容の説明および予備面接
 問い合わせ先 鳥取県労働雇用課 (☎ 26-7691)



不動産競売入札情報

不動産の競売とは、債務の支払ができなくなった人などの不動産を入札などの方法により売却し、その代金を支払に充てるための手続です。入札は、誰でも自由に参加できます。
 入札期間 8月3日（火）午前8時30分～10日（火）午後5時まで
 資料閲覧場所 鳥取地方裁判所競売物件資料閲覧室（2階）
 問い合わせ先 鳥取地方裁判所不動産競売係 (☎ 22-2171・ホームページ <http://www.w.jia.co.jp/tottori-chisai/>)

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定の申請

老人医療受給者の同一世帯全員が市民税非課税（市民税非課税世帯）の場合は、申請して認定を受けると、医療費などの自己負担限度額が下表のとおり減額されます。

この認定は、申請した月の初日から適用となりますので、通院や入院などされたときは、すぐに申請してください。

なお、既に認定を受けている人も、更新が必要です。

- 受付開始日 8月2日（月）～随時
- 認定期間 8月1日（日）～平成17年7月31日（日）
- 必要なもの ▷老人医療受給者証 ▷健康保険証
▷90日以上入院されている人は、入院期間がわかるもの
- 受付場所 保険年金課（本庁舎1階）

所得区分	外来＋入院 (1カ月)		入院中の食事代負担額 (1日につき)	
	外来(1カ月)	入院(1カ月)		
一般	12,000円	40,200円	780円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	過去1年入院期間90日未満	650円
			過去1年入院期間90日以上	500円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	300円	

※低所得Ⅱ…市民税非課税世帯
 ※低所得Ⅰ…市民税非課税世帯であって各所得が経費・控除を差し引いたとき0円になる人（年金の所得は控除額を65万円として計算）

- 問い合わせ先 保険年金課 (☎ 20-3203)